

耐震性などが足りない老朽マンションの建て替えが進まない。政府は改正で建て替えを後押ししているが、費用負担の大ささや仮住まい暮らしを嫌がる高齢者らも多く、住人の合意は簡単にはいかない。住人同士のコミュニケーションを密にして、日々からマンションの将来像を話し合つことで計画実現に結びつけた管理組合の例を追つた。



部屋からの眺望は悪くなってしまったが、耐震改修を受け入れた林さん(東京都港区)

神戸市灘区のJR六甲道駅から歩いて約4分の宮前グリーンハイツは、5月から解体工事が始まつた。5階建て築34年のマンションはエレベーターがなく、設備の老朽化や空き室が目立つてきしたことから建て替えを決めた。2年後に14階建ての高層マンションに生まれ変わる。

容積率に余裕があつたため、建て替え後の床面積は約8割増え戸数は36から69えた部屋の売却益を建

設資金にあてる。管理組合の元理事長、三浦祥一さん(71)は子どもが独立し夫婦2人。以前よりやや狭い部屋に移るが、建て替えの出費約800万円と仮住まい中の家

賃負担で、資産価値が高い新築物件を取得できる。

それでも当初は「2年の仮住まいはしんどい」「うちは内装を新しくしたばかり」と高齢者を中心に約5分の1の住人が反対した。

ただ日ごろから足の不自由な高齢者のごみ出しを住人が当番制で手伝い、植栽の手入れや公園の掃除を一緒にしていた。

マンション建て替え進まない

近所づきあいの一歩から

大震災が決め手

東京都新宿区のあるマンションは建て替え議論の途中で起きた東日本大震災の経験が合意の決め手となつた。地震でエレベーターが2日間停止。高齢者が代わつて若い住人が交代で買つた。

のマンション戸数(2014年)は約613万戸。1981年までの旧耐震基準のマンション約106万戸のうち、建て替えられたのは2万戸に満たない。高さや日当たりの規制などがあり、好条件で建て替えられる例は少ない。

管理組合の会合もまともに開いていなかつたが、新たに就任した男性理事長(71)は若い住人や女性を巻き込んで、建て替えは自分たちの問題だと訴えた。

震災後の結束で「住人同士

の顔がよく見えるようになれたのが築45年の07年。建物は「既存不適格」になつていた。建築当時は適法だったが、制度改正で法律や規則に合わなくなつてている状態。既存不適格を建て替えれば従来より床面積は減る。このマンションは約1割減で費用負担は1戸あたり平均2千万円と軽くない。

情報を徹底公開

管理組合は建設各社が出した工事見積もりの比較表を細かく住人に公開した。

専門のマンション管理士が総会や会議に参加し、他の改修案はないか、過大な費用がかからないか逐一

面倒だからと総会を委任状で済ませず、自身で状況を把握する。組合は年に一度

くらいは、住んでいない区

分所有者と連絡を取つてほしい」と助言する。

賃負担で、資産価値が高い新築物件を取得できる。

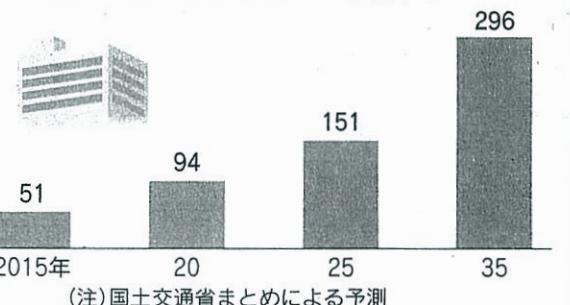
それでも当初は「2年の仮住まいはしんどい」「うちは内装を新しくしたばかり」と高齢者を中心に約5分の1の住人が反対した。

ただ日ごろから足の不自由な高齢者のごみ出しを住人が当番制で手伝い、植栽の手入れや公園の掃除を一緒にしていた。

新築で価値が上がるこど、高齢者に住みやすい施設になることなど、丁寧な説明を繰り返して最後は全員が賛成でまとまつた。三浦さんは「新しいマンションでも住人が交流する文化を残したい」という。

国土交通省によると全国で再生手段の選択肢が広がったことを評価する声は多い。もともと建て替えには短くても数年を要することが多い。国土交通省は「制度そのものや、弁護士・建築士に無料で相談できる『住まいのダイヤル』といった窓口を積極的に知らせていく(マンション政策室)」としている。

建て替えの選択肢広がる



2014年12月施行の改正マンション建

て替え円滑化法では、耐震性が足りなければ全住民(区分所有者)の5分の4の同意で敷地の売却ができるようになつた。また、周辺環境にプラスになれば容積率を上乗せできるようにした。

現時点では改正法を使って建て替えを進める事例は表面化していない。当初期待されたほど容積率の緩和を受けられる例が多くないこと、足元の建築費用の高騰が建て替えの逆風になつているようだ。

ただ再生手段の選択肢が広がったことを

評価する声は多い。もともと建て替えには

短くても数年を要することが多い。国土交

通省は「制度そのものや、弁護士・建築士

に無料で相談できる『住まいのダイヤル』

といった窓口を積極的に知らせていく(マ

ンション政策室)」としている。

管理組合の会合もまともに開いていなかつたが、新たに就任した男性理事長(71)は若い住人や女性を巻き込んで、建て替えは自分たちの問題だと訴えた。

専門のマンション管理士が総会や会議に参加し、他の改修案はないか、過大な費用がかからないか逐一

面倒だからと総会を委任状で済ませず、自身で状況を把握する。組合は年に一度

くらいは、住んでいない区

分所有者と連絡を取つてほしい」と助言する。